

請願文書表

請願番号	請願第4号	受理年月日	平成30年10月16日
件名	主要農作物種子法の復活を求める請願書		
請願者の住所氏名	国民の食糧と健康を守る愛媛県連絡会 会長 村田 武		
紹介議員	遠藤 綾		
付託委員会	総務産業委員会	付託年月日	平成30年12月12日
要旨			

【請願の趣旨】

主要農作物種子法は、米、麦、大豆など主要農作物の品種改良を国、都道府県の公的研究機関が行い、良質で安価な種子を農民に安定的に供給してきた法制度で、1952年にスタートしました。

種子法の下で、北海道から九州まで、各県の自然・気象条件に合った米、麦、大豆の多様な種子が開発され、農民に安く安定的に供給されてきました。

安倍政権と規制改革会議は、2016年になって、突然、都道府県が開発した品種は、民間企業が開発した品種よりも安く供給することが可能だから、「競争条件が対等ではない」ことが問題だとして、2017年には短時間の審議で廃止を強行しました（2018.4.1施行）。しかも、公的研究機関が開発し、国民の共有財産である種子のデータを民間事業者に提供することまで義務づけています。

米の種モミ代を10倍にし、生産コストに占める種苗費の割合を野菜並みに引き上げる可能性が強い種子法の廃止は「生産費は1円でも安く」という規制改革会議自らの方針にも逆行するものです。唯一といつていい民間育種の稻「みつひかり」は、価格は10倍も高く、南東北から九州にかけて38都府県で作付され品種の画一化がすすむなど、食味の向上や温暖化対策とも逆行します。

種子法の廃止は、米、麦などの優良種子供給を不安定にし、必要な時に手に入らなくなってしまう恐れがあるだけでなく、海外のアグリビジネスの日本進出と種子支配、遺伝子組み換え作物の持ち込みにつながる可能性があります。

種子法の廃止決定に対し、「なぜ廃止するのかわからない」「地域に適した品種の維持は、行政の管理が不可欠」としてすべての都道府県が「条例」「要綱」などを制定し（愛媛県は「要領」）、従来通りの種子事業を継続しました。このことは、種子法を廃止したことがいかに現場と離れているかを示していると考えます。

(裏面へ続く)

また、野党6党は、共通政策として、すでに種子法復活法案を共同提出しています。
以上の趣旨から、貴議会が以下の事項について地方自治法第99条にもとづき議会決議をもって政府に強く働きかけるよう請願します。

<請願事項>

1. 主要農作物種子法を復活させること。